

# 北海道人権施策推進本部運営要領

北海道人権施策推進本部設置規程第8条の規定に基づき、北海道人権施策推進本部運営要領を次のとおり定める。

## 1 運営

北海道人権施策推進本部（以下「本部」という。）は、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進できるよう運営するものとする。

## 2 付議事項及び報告事項

本部員の会議に付議する事項及び報告する事項は、次のとおりとする。

### (1) 付議事項

- ア 北海道人権施策推進基本方針に関する協議及び周知徹底
- イ 人権に関する施策の調整及び推進に関すること
- ウ その他本部長が必要と認めた事項

### (2) 報告事項

- ア 人権に関する施策の現状と進捗状況
- イ その他必要と認められる事項

## 3 本部長の専行

本部員の会議において決定を要する事項で軽易なものは、専ら本部長が行なう。

## 4 幹事会の会議

- (1) 会議は、本部長が招集し、道民生活課長が主宰する。
- (2) 会議は、議題に関係のある幹事のみでの会議を開くことができる。
- (3) 幹事会の会議には、幹事以外に議題に関係のある課長又は職員を参加させることができる。
- (4) 幹事会の会議において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。
  - ア 本部員会議に付議する事項及び報告する事項
  - イ 人権施策に係る連絡調整に関する事項

## 附 則

この要領は、平成16年2月13日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。